

## 税務証明等の事務取扱要領

### 第1 目的

この要領は、税務事務に関する事項の証明及び閲覧（以下「税務証明等」という。）にあたり、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条〈秘密漏えいに関する罪〉の規定の趣旨に則り、個人情報の保護に配慮した適正な事務の遂行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 税務証明等の範囲

#### 1 証明の範囲

税務事務に関する事項の証明の範囲については、法令等により市長に証明書の交付義務が負わされているものにあっては、当該法令等の定める範囲内で証明を行うものとする。また、法令等に規定がない事項については、公簿及びその他の台帳（以下「公簿等」という。）により確認できるものに限り証明を行うものとする。

#### 2 閲覧の範囲

税務事務に関する事項の閲覧の対象とする公簿等は、名寄帳兼課税台帳、家屋図面及び公図とする。

### 第3 税務証明等の種類

#### 1 市県民税関係

- (1) 所得（課税）証明書
- (2) 非課税証明書
- (3) 事業証明書

#### 2 固定資産税、都市計画税関係

- (1) 評価証明書
- (2) 物件証明書

法務局からの異動通知書、登記簿謄本等により確認できるときに限り、賦課期日以後の証明もできるものとする。

- (3) 公課証明書
- (4) 課税証明書
- (5) 台帳記載事項証明書

- (6) 住宅用家屋証明書
- (7) 無資産証明書
- (8) 名寄帳兼課税台帳の閲覧
- (9) 家屋図面の閲覧
- (10) 公図の閲覧

### 3 収納関係

- (1) 納税証明書

## 第4 税務証明等の請求ができる者

- 1 納税義務者（相続人を含む。）
- 2 納税義務者の同一世帯の親族
- 3 納税義務者と同一世帯の半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者  
半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書又は同受領証明カードの提示により確認する。
- 4 納税義務者と同一世帯の愛知県ファミリーシップ宣誓者  
愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書又は愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明カードの提示により確認する。
- 5 納税管理人  
納税管理人申告書、名寄帳等により確認し、「申請人」欄にその旨を併記させる。
- 6 納税義務者の委任を得た者
  - (1) 委任状、代理権授与通知書、代理人選任届等、納税義務者の委任又は同意を証する書面の提出又は提示があれば応ずるものとする。
  - (2) 共有物件は、共有者のうち一人の委任状の提出があれば応ずるものとする。
- 7 法人の代表者又は従業員
  - (1) 代表者が請求する場合は、代表者印が押印された委任状又は代表者印の持参により応ずるものとする。
  - (2) 従業員が請求する場合は、代表者印が押印された委任状の提出を求めるものとする。
- 8 国、地方公共団体等  
公文書により申請のあったもので地番指定又は納税義務者指定により応ずるものとする。

## 9 賦課期日後における現実の所有者

賦課期日後に売買等により所有者（台帳名義人）から物件を取得した場合における現実の所有者の確認は、法務局からの異動通知書により行うものとするが、現実の所有者であることを証する書面（例えば登記簿謄本、登記済証等）の提示があれば申請に応ずるものとする。

## 10 訴訟の当事者（地番指定を原則とする）

弁護士による請求については、固定資産評価証明書の交付申請書により応ずるものとする。

また、次に掲げる当事者による請求については、訴状の写、申立書等を提示させることにより応ずるものとする。

（1）訴訟物の価格の算定資料として証明を求める当事者

（2）借地非訟事件の申立手数料の額の算定資料として証明を求める当事者

（3）民事執行規則（昭和 54 年最高裁規則第 5 号）第 23 条の規定により不動産の競売を申立てるため、証明を求める当事者

（4）その他必要と認める当事者

## 11 貸借権、その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者

## 12 固定資産の処分をする権利を有するものとして総務省令で定める者

### 第 5 稅務証明等交付時の本人確認

#### 1 本人確認の対象となる証明等

本人確認を行う証明等は以下のとおりとする。

（1）市県民税関係

所得（課税）証明書

非課税証明書

（2）固定資産税、都市計画税関係

評価証明書

物件証明書

公課証明書

課税証明書

台帳記載事項証明書

無資産証明書

名寄帳兼課税台帳の閲覧

家屋図面の閲覧（未登記物件）

### （3）収納関係

納税証明書（ただし、車検手続用の軽自動車税（種別割）納税証明書を除く。）

## 2 本人確認の方法

（1）本人確認は、税務証明等の交付の請求を受けたときに、当該受付場所において、当該請求者に対し、次に掲げるいずれかの方法により本人確認を行うものとする。

- ア 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の掲示を求める方法
- イ 別表第1に掲げる書類を携帯していない場合は、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか1枚及び別表第2のBグループに掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法（別表第2のBグループに掲げる書類を携帯していないときは、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか2枚の提示を求める方法）
- ウ 別表第1に掲げる書類を携帯しておらず、かつ、別表第2に掲げる書類のいずれか1枚しか携帯していない場合は、当該書類の提示を求め、併せて、口頭で本人確認のための質問を行う方法
- エ 別表第1及び別表第2に掲げる書類を携帯していない場合は、請求者名義のキャッシュカード、預金通帳、診察券その他の通常本人しか持ち得ないと認める書類の提示を求め、併せて、口頭で本人確認のための質問を行う方法
- オ アからエまでに掲げる書類を取得できない場合は、請求者に対して口頭で本人確認のための質問を行う方法
- カ 郵送により請求があった場合は、アからエまでに掲げる書類（送付場所住所の記載があるものに限る）の写しの提出を求める方法。併せて、送付場所が請求者の別表第1及び別表第2に掲げる書類に記載されている住所地と異なるときは、その理由を厳格に審査し、必要に応じて、送付場所を確認できる資料の提出を求めるものとする。

（2）前号のア又はイに規定する方法による本人確認において、本人であることに疑義が生じる場合その他特に必要と認める場合は、請求者に対し、口頭で本人確認のための質問を行うものとする。

## 第6 代理権限の確認

### 1 代理権限の確認の方法

(1) 税務証明等の交付の請求を代理人が行う場合には、その権限の確認を次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 委任者が自署した委任状等の提出を求める方法（郵送による代理人からの請求があつた場合は、委任者本人に係る本人確認書類の写しの提出を求めるところ。）

イ 契約者等から証明書の取得について同意を得ていることのわかる契約書等の提出を求める方法

(2) 前号に規定する方法による代理権限の確認において、その内容に疑義が生じる場合その他特に必要と認める場合は、委任者等に対し、電話等で請求内容確認のための質問を行うものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成19年9月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年5月19日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1

- ・個人番号カード
- ・旅券
- ・運転免許証
- ・免許情報記録個人番号カード
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）
- ・海技免状
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・獣銃・空気銃所持許可証
- ・特殊電気工事資格者認定証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・宅地建物取引士証
- ・船員手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・教習資格認定証
- ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳（写真付きのものに限る。）
- ・療育手帳
- ・小型船舶操縦免許証
- ・在留カード（写真付きのものに限る。）
- ・特別永住者証明書（写真付きのものに限る。）
- ・国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（写真付きのものに限る。）

別表第2

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A<br>グ<br>ル<br>ー<br>プ | <ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険の被保険者証</li><li>・国民健康保険、後期高齢者医療保険、健康保険、船員保険の資格確認書</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書</li><li>・共済年金又は恩給の証書</li><li>・別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等</li><li>・敬老手帳</li><li>・精神障がい者保健福祉手帳（写真無しのもの。）</li><li>・生活保護受給者証</li><li>・在留カード（写真無しのもの。）</li><li>・特別永住者証明書（写真無しのもの。）</li></ul> |
| B<br>グ<br>ル<br>ー<br>プ | <ul style="list-style-type: none"><li>・学生証</li><li>・法人がその職員に対して発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）</li><li>・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、行政書士の会員証又は補助者証（写真付き）</li><li>・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）</li></ul>                                                                                                   |